第五条　党大會は毎年一回中央委員會之を召集し議長及副議長は大會に於て選挙す

但し中央委員會は党員三分の一以上の要求ありたる時又は中央委員三分の二以上必要ありと認めたる時は臨時大會を召集すること得

第六条　党大會の代議員は地方支部聯合會より選出するものとし其の選出比率は別表の定むる所に依る

第七条　党大會は代議員三分の一以上出席するに非ざれば議決すること得ず

第八条　党大會の議事は出席代議員過半數を以て決す

第九条　（本部削除）

第十条　中央委員會は次期大會に致る迄の最高執行機関として大會に於て責任を負ふものとす

第十一条　中央委員會は三ヶ月に一回中央執行委員會之を召集す

但し中央委員三分の二以上の要求ありたる時若しくは中央執行委員會必要と認めたる時は臨時中央委員會若しくは拡大中央委員會を召集する事を得

第十二条　中央委員は党大會に於て府県聯合會を選挙区とし別に定むる比率によって選出するものとす

第十三条　中央委員欠員を生じたる時は選挙区に於て補欠選出し中央委員會の承認を経ること要す

第十四条　第三節　中央執行委員會

中央委員會は常務の党全体

第十五条　中央執行委員會は毎月一回以上中央執行委員長之を召集す

第十六条　第四節　専門部

専門部は中央執行委員會の補助機関にして左の部門に別つ

㈠行政対策部㈡組織部㈢宣傳部㈣調査情報部㈤教育出版部㈥機関紙編輯部

第十七条　専門部は中央執行委員會の統制を受く

第十八条　専門部は部長一名部員若干名を以て構成し部長は中央執行委員之れに当り部員は中央執行委員會の任命とす

第五章　本部役員

第十九条　本部に左の役員を置く

㈠中央執行委員長一名
㈡書記長一名
㈢會計一名
㈣會計監査若干名
㈤専門部長若干名

第二十条　中央執行委員は大會に於て選挙し党を代表し党務を総轄す

第二十一条　書記長は大會に於て選挙し中央執行委員長を補佐し党務を處理す

第二十二条　會計は大會に於て選挙し党の會計事務を處理す

第二十三条　會計監査は大會に於て選挙し會計の監査に任ず

第二十四条　専門部長は当該部門の活動を統轄す

第二十五条　党役員の任期は一ヶ年とす

但し党役員に欠員を生じたる場合は中央委員會に於て